

管理 No.	K141
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署： 都市整備部 建築指導課
(指導係 / 内線:3413)

根拠区分	法律 一条例一	
許認可等の名称	公共用歩廊等の道路内における建築許可	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
	根拠規定条項	第 44 条第 1 項第 4 号
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号) 建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)
	基準規定条項	施行令第 145 条第 2 項
	審査基準	昭和 30 年 2 月 1 日 発住第 5 号(アーケードの取扱について) 本条の許可には、奈良市建築審査会の同意が必要。
標準処理期間 (経由機関の日数)	不定	
本票の作成日	平成 28 年 3 月 1 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	